

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前略) (他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第13条の2、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長(全学教員部会議にあっては国立大学法人京都大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。)第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。)」とあるのは「組織の長(以下「組織の長」という。)」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程(平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。)第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条、第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、これを準用しない。</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、国際高等教育</p>	<p style="text-align: center;">(他の規則の準用)</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>2</p> <p>3 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、国際高等教育</p>

改 正 前	改 正 後																																		
<p>院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、<u>産官学連携本部</u>、オープンイノベーション機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学際融合教育研究推進センター又は学術研究展開センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4 前項の場合において雇用する年俸制特定教員の雇用年齢上限は、満70歳とし、当該雇用する年俸制特定教員の契約期間は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日を超えることはできない。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>5 前2項の規定は、当該雇用する年俸制特定教員が無期雇用教職員となった場合においては、これを適用しない。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略) (1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。</p> <p>2 別表第3の教職員の割り振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)</p> <p>別表第1・2 (略) 別表第3 (第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>教職員の区分</th> <th>割り振り単位期間</th> <th>週休日</th> <th>始業及び終業の時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究推進部に勤務する職員のうち、<u>研究推進部長</u>が指定する者</td> <td rowspan="2">4週間</td> <td rowspan="2">研究推進部長が指定する8の1日勤務日</td> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> <td>正午から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>午前10時45分から</td> <td>午後1時から</td> </tr> </tbody> </table>	教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	(略)					研究推進部に勤務する職員のうち、 <u>研究推進部長</u> が指定する者	4週間	研究推進部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで	午前10時45分から	午後1時から	<p>院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、<u>成長戦略本部</u>、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院、学際融合教育研究推進センター又は学術研究展開センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第17号) 抄</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日に施行する。</p> <p style="text-align: center;">(1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第17号) 抄</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日に施行する。</p> <p>別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第16条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>教職員の区分</th> <th>割り振り単位期間</th> <th>週休日</th> <th>始業及び終業の時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">涉外・<u>産官学連携部</u>に勤務する職員のうち、<u>産官学連携部長</u>が指定する者</td> <td rowspan="2">4週間</td> <td rowspan="2">涉外・産官学連携部長が指定する8の1日勤務日</td> <td>午前9時30分から午後6時15分まで</td> <td>正午から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>午前10時45分から</td> <td>午後1時から</td> </tr> </tbody> </table>	教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	(同 左)					涉外・ <u>産官学連携部</u> に勤務する職員のうち、 <u>産官学連携部長</u> が指定する者	4週間	涉外・産官学連携部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで	午前10時45分から	午後1時から
教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間																															
(略)																																			
研究推進部に勤務する職員のうち、 <u>研究推進部長</u> が指定する者	4週間	研究推進部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで																															
			午前10時45分から	午後1時から																															
教職員の区分	割り振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間																															
(同 左)																																			
涉外・ <u>産官学連携部</u> に勤務する職員のうち、 <u>産官学連携部長</u> が指定する者	4週間	涉外・産官学連携部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで																															
			午前10時45分から	午後1時から																															

改正前					改正後				
			午後7時30分まで	午後2時まで				午後7時30分まで	午後2時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで				午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで
			午前11時45分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで				午前11時45分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで
(略)					(同 左)				

別表第4・5 (略)

別表第4・5 (同 左)

京都大学教員の任期に関する規程
(平成10年達示第23号)

(前 略)

附 則 (令和6年達示第17号)

- この規則は、令和6年4月1日に施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている産官学連携本部の教員が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに人気の末日は、なお従前の例による。

別表第1

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)					
産官学連携本部	全部門	教授	7年	可	
		准教授	7年	可 ただし、1回限り	
		助教	5年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り	

別表第2 }
別表第3 } (略)
別紙様式 }

別表第1

部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(同 左)					
成長戦略本部	成長戦略本部	教授	7年	可	
		准教授	7年	可 ただし、1回限り	
		助教	5年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り	

別表第2 }
別表第3 } (同 左)
別紙様式 }